

生ごみ処理機の購入を助成します



助成金額：購入費の半額※、上限2万円まで

※生ごみ処理機本体の購入費(消費税含む)の2分の1で100円未満は切り捨て。送料・付属品は除く。

対象者は次の条件を満たす方です

- (1) 豊島区に住所を有し、かつ居住している方
- (2) 過去5年以内に、本助成金の交付を受けた者が同一世帯にいない方
- (3) 助成を受けた生ごみ処理機を、適切に維持管理できる方
- (4) 処理機から生成した減量ごみ、又は堆肥などを、有効利用又は適正に処理できる方
- (5) これから生ごみ処理機を、販売店で購入しようとお考えの方
- (6) 処理機の使用状況などについて、区からのアンケートなどにご協力いただける方



助成対象となる生ごみ処理機の主な構造(手動式または電動式)

	乾燥式	バイオ式	ハイブリッド式
原理	ヒーター等の熱源や風で水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容する。	微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容する。	微生物の働きやすい水分を維持するために乾燥機能を備えたバイオ式。
主な構造	<p>ヒーター かくはん羽根</p>	<p>かくはん羽根 基材 (バイオチップ) ヒーター</p>	<p>かくはん羽根 基材 (バイオチップ) ヒーター</p>

※コンポストや、破碎した生ごみを直接下水に流すディスポーザーは対象外です。

申請方法

ごみ減量推進課にある所定の申請書に記入し、郵送または持参(日曜日はお休みです)にてご提出ください。



申請書は区のホームページからもダウンロードできます

申請書(第一号様式)

受付期間

令和7年4月1日(火)~令和8年1月30日(金)必着



※受付は先着順となります。

※助成の予定台数になり次第、受付を終了します。

手続きの流れ

①申請



購入する生ごみ処理機を決めてから「申請書(第一号様式)」に記入し提出してください。

②決定



申請書を受付後、申請内容を審査して「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」をお送りいたします。「交付決定通知書」には助成金のお受け取りに必要な書類が同封されています。

③購入



「交付決定通知書」を受け取り後、期日までに生ごみ処理機を購入し、同封の書類で助成金受け取りの手続きをしてください。助成金は口座振込みのみとなります。

※口座振替依頼書の印鑑は申請書と同一の印鑑を必ず押印してください。



④交付



助成金受け取りに必要な書類を審査して助成金額を決定し、ご指定の口座に振込みます。

注意事項



生ごみ処理機を購入後に申請することはできません
助成金交付ご希望の方は、必ず購入前に助成金の申請をし、交付決定を受けてから購入してください。



代引きでのお支払いは助成金対象外となります。
販売店舗からの領収書が必要です。

注意！白い煙突の清掃工場とは別の建物です

申請書提出・問い合わせ先

豊島区環境清掃部ごみ減量推進課事業推進グループ

(住所)〒170-0011 豊島区池袋本町 1-7-3 豊島清掃事務所 2階
(電話) 03-3981-1142(直通) ※日曜日はお休みです

